

令和6年度小野市中学校部活動指導員募集要項

令和6年2月
小野市教育委員会

1 趣旨

小野市教育委員会では、小野市立中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動指導の質的な向上を図るとともに、部活動を担当する教員の負担軽減のため、小野市立中学校に部活動指導員（学校教育法施行規則第78条の2に定める部活動指導員）を配置する。

2 職務内容

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営（会計管理等）
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間・月刊指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) 研修会等への参加

3 資格要件

- (1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ① 地方公務員法第16条に準じ、当該各号の規定に該当しないこと。
 - ② 労働基準法第32条に準じ、労働時間が週40時間を超えない範囲での勤務が可能であること。
 - ③ 小野市中学校部活動ガイドラインに則った適切な部活動の運営について十分に理解があること。
 - ④ 当該校における部活動指導方針に沿った適切な指導を行うことができること。
 - ⑤ 部活動の教育的意義を理解し、安全管理や人権に配慮した指導ができること。
 - ⑥ 国公立諸学校に勤務する常勤の教職員以外であること。
 - ⑦ 心身とも健康であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者であること。
 - ① 学校での部活動の指導経験があること。

- ② 日本スポーツ協会・文化団体等の公認資格を有すること。
- ③ 該当する競技の競技経験及び指導（学校部活動以外）経験が3年以上あること。

4 勤務条件等

- (1) 身 分 小野市会計年度任用職員
- (2) 任用期間 令和7年3月31日まで ※1年度ごとの任用（勤務良好かつ当該業務が見込まれる場合に更新あり）
- (3) 勤 務 先 小野市立中学校
- (4) 報 酬 等 [参考] 1時間あたり 1,193円～1,585円程度
(指導経験により報酬額を決定する)
※交通費は規定により別途支給
- (5) 勤務時間 平日・休日の計週5日（12時間/週）以内
いずれも学校長が認める日

5 部活動

- (1) 運動部活動
野球、柔道、卓球、ソフトテニス、陸上競技、サッカー、バレーボール、
バスケットボール、ソフトボール
- (2) 文化部活動
吹奏楽、美術、パソコン、家庭科、ボランティア

6 申請方法

- (1) 申 請 先 〒675-1380 小野市中島町531番地
小野市教育委員会教育管理部スポーツ振興課
- (2) 申請方法 直接持参または郵送にて提出すること。
- (3) 提出書類 ① 小野市会計年度任用職員（部活動指導員）申請用紙
② 84円切手を貼付した返信用封筒1通[長形3号封筒（12cm×
23.5cm）に、郵便番号、住所（マンション名等詳しく記入）、名前
を明記したもの]
- (4) 受付期間 令和6年2月26日（月）から令和6年3月29日（金）まで

7 選考

書類審査及び面接審査にて選考する。なお、選考結果は申請者全員に文書で通知する。
(面接審査の日時については、個別に連絡する。)

8 登録及び任用

- (1) 選考の結果、適正であると認められた場合は、「小野市中学校部活動指導員候補者名簿」に登録する。
- (2) 登録者のうち、学校の配置希望等の条件に合致する者に連絡し、学校長による面談を行う。
- (3) 結果、採用が決定した場合は、採用に係る諸手続きを行う。
- (4) 登録の有効期間は、登録日の属する年度を含む2年間（3月末日まで）とする。
- (5) 登録内容に変更が生じた場合は、小野市中学校部活動指導員登録内容変更届（様式2）を提出すること。
- (6) 次の事項に該当する場合は、小野市中学校部活動指導員候補者名簿から登録を削除する。
 - ① 資格要件を満たさないこと、提出書類の記載事項に誤りがあることが判明した場合。
 - ② 登録者本人から小野市中学校部活動指導員登録及び採用辞退届（様式3）が提出され、小野市教育委員会がそれを受理した場合。

9 問合せ先

小野市教育委員会 教育管理部 スポーツ振興課

T E L : 0794-63-2591

F A X : 0794-63-1842

メール : taiiku@city.ono.hyogo.jp